



Title	地域発展の権利と生涯学習
Author(s)	神田, 嘉延
Citation	北海道大學教育學部紀要, 71, 209-221
Issue Date	1996-09
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29514
Type	departmental bulletin paper
File Information	71_P209-221.pdf



地域発展の権利と生涯学習

神 田 嘉 延

Community Development Rights and Lifelong Learning

Yoshinobu KANDA

目次

はじめに	209
1 第3世代の人権としての発展の権利	210
2 発展の権利と自決権——天然の資源と少数民族問題——	212
3 発展の権利と民主主義	215
4 人間個人の発展と生涯学習	216
5 発展の権利としての社会開発と教育・文化の役割	218
まとめ	220

はじめに

本論では、地域発展の権利と生涯学習の関係を明らかにする。地域発展の権利は、第3世代の人権概念といわれる発展の権利を、地域を媒介にして具体的に問題にしていくことを意味している。発展の権利は、発展途上国を中心にする国際的な関係のなかで、人民の自決権としての経済的、社会的、文化的権利を含む。それは、発展の中心主体である人間個人の権利を集団的、民族的に保障するものである。

発展の権利は、人間個人が発展の中心的主体ということから自決権としての参加民主主義の問題を積極的に内包している。自決権は、そこに居住する人民の主権を尊重することを意味するが、天然の富と資源の問題や少数民族・先住民問題等に自決権の真価がとわれる。この少数民族・先住民問題や天然の富と資源問題では、具体的に住民の生活と自決権の問題が密接に結びついて展開される必要がある。いうまでもなく、自決権の問題は、自らの地域生活を営んでいく諸能力、自立的な統治能力が不可欠である。

地域の発展の権利は、新旧植民地主義支配に対する民族的解放、自立という自決権としての政治的、経済的、社会的、文化的な発展の権利を意味する。それは、新旧植民地主義、多国籍企業、先進国に対する集団的、民族的な地域発展の権利である。

新旧植民地主義は、国際的な都市と農村の矛盾であり、発展途上国は、歴史的に農業や天然の原材料を中心としての第一次産業の産出国であった。それらは、先進国のためのものであった。発展の権利は、新旧植民主義、多国籍企業、先進国にたいする発展途上国の人民の人権保障要求である。先進国内においても都市と農村の矛盾があり、また、地域の資源の略奪、環境破壊の問題ということもある。

農村では過疎化が進み、様々な地域において環境破壊や伝統的な地域文化の破壊が起きている。地域の発展という概念は、発展途上国の人民の自決権、経済的、社会的、文化的な自立ということから問題を発しているが、地域破壊という現代の資本主義の共通の社会的病理の問題からの人

権保障という問題が根底にある。発展の権利を考えいくうえで、先進国における大量生産・大量消費という経済発展至上主義の問題や発展途上国の開発と援助のあり方を問題にしていく必要がある。

本論での地域発展の権利は、1986年の国連総会の「発展の権利に関する宣言」を中心にして、生涯学習との関連で問題を掘り下げていくが、この人権概念の構築は、先進国の地域問題をも含めて、人類の普遍的な地域的な生活矛盾問題の克服のためのひとつの論理となっていく大きな可能性をもっている。

1 第3世代の人権としての発展の権利

発展の権利とは、第三世代の人権概念として問題提起されている。人権概念は、国家からの自由としての自由権的基本権から資本主義の矛盾から生存権的基本権や労働者の団結権等の集団的権利としての社会権、そして、第三世代の人権としての発展途上国の新旧植民主義や多国籍企業等の政治的、経済的、社会的、文化的な発展の権利というように問題を展開してきている。⁽¹⁾

国際的に発展の権利が広く認知されたのは、1986年12月の国連第41回総会「発展の権利に関する宣言」による決議以降である。しかし、この国連決議も全参加国が一致して賛成したものでなかった。決議は、発展途上国を中心にして発案されたものであり、賛成146、反対1（アメリカ）、棄権8（日本、イギリス、西ドイツ、イスラエル、デンマーク、スウェーデン、フィンランド、アイスランド）ということで一部の先進国を中心にして反対があり、全加盟国のコンセンサスではなかった。

発展の権利に関する概念は、1986年の国連の宣言の前文において次のようにのべられている。「発展とは、人民全体並びにすべての個人が、発展と、それからもたらされる利益の公正な分配に、積極的かつ自由に、また有意義に参加することを基礎として、彼らの福祉の耐えざる増進をめざす包括的な経済的、社会的、文化的及び政治的な過程である」。発展とは、福祉の増進を絶えざる包括的な過程としている。ここには、人民全体と個人の発展が統一的に規程されているのである。そして、すべての人権は、相互依存的であり、ある種の人権の促進のために、他の人権の否認を正当化するものでないことを次のように強調しているのである。「すべての人権及び基本的自由は不可分かつ相互依存的であること、発展を促進するためには、市民的、政治的、経済的、社会的及び緊急の配慮が払わなければならないこと、したがって、ある種の人権及び基本的自由の促進、尊重及び享受は、他の人権及び基本的自由の否認を正当化することができない」。そして、包括的な経済的、社会的、文化的、政治的な人権概念を含むという発展の権利であるが、人間個人が発展過程の中心の主体であることに注目しているのである。「人間個人が発展過程の中心の主体であり、したがって発展政策は、人間を発展の主要な参加者及び受益者としなければならないことを承認し、人民及び個人の発展にとって有利な諸条件を創り出すことは、彼らが属する国家の主要な責任であることを承認し、国際面における人権の促進及び保護のための努力は、新国際経済秩序樹立のための努力をともなわなければならないこと」と。⁽²⁾

そして、第1条「権利としての発展」で「発展の権利は、譲ることのできない人権である。この権利に基づき、それぞれの人間及びすべての人民は、あらゆる人権及び基本的自由が完全に実現されるような経済的、社会的、文化的及び政治的発展に参加し、貢献し並びにこれを享受する権利を有する」というように、あらゆる人権の実現のために、それぞれの分野での参加と貢献を強調している。

発展の権利が体系的にうちだされたのは、ユネスコの人権・平和部長のカルレ・ヴァサークの1977年の世界人権宣言30周年を記念して問題提起された概念である。そこでは積極的に人権の第3世代論をのべたものである。第3世代の発展の権利は、連帯の権利という意味で、個人、国家、公的・私的な団体等、すべてのものの協力を要するということで、発展の権利、環境権、平和への権利、人類の共同財産の所有権利が含まれるとしている。

発展の権利をめぐる見解の違いは、個人の人権と国家を含む集団の権利との関係、発展途上国と先進国との関係がある。発展の権利の概念をめぐる2つの流れがある。ひとつは、発展途上国よりの考え方であり、国内的には国家に対する人民の権利、対外的には、他の国家と国際社会に対する権利として個人の権利と集団の権利としての両側面をもつという見方である。ここには、国際的な中で国家の権利や民族自決権の問題が含まれていく。

集団の権利としての発展の権利は、人民参加の民主的プロセスを通じて人民の自決権として、個人の人権、民主主義ということと、集団としての発展の権利の媒介である参加の権利を重視する。

そして、発展の権利は、経済的自決権として、先進国にたいして、発展途上国にある不公正な国際経済秩序である新植民地主義や多国籍企業からの解放を含んでいるとする。これには発展途上国への先進国の経済支配と開発独裁の問題からの解放による人権確立のことがある。発展途上国には、経済的自決権の尊重に基礎をおく国際協力の権利があり、天然資源にたいする永久的主権の承認が必要とする。これらの権利を人権概念のなかで構造化したのが発展の権利である。

もうひとつの見方として、先進国の場合は、発展の権利を人間個人の次元のみの権利としてみる流れであり、集団の権利の内容を個人のグループとしてみる見方である。この意味から、人民の権利、国家の権利に反対する。先進国の国際協力、援助の供与を発展の権利とすることを日本等は反対する。発展途上国の自立的経済発展を中心とする新国際経済秩序が人権の前提とする発展の権利という概念に反対するのである。

アメリカは、発展との関係で国家の権利を一切認めないという立場をとる。国家による個人の人権侵害ということで。主権国家と個人の人権。経済的・社会的発展の達成のために個人の財産所有権の尊重が必要であるとし、多国籍企業は経済発展に大きな役割を果たしているという見方である。⁽³⁾

ところで、国連の「発展の権利に関する宣言」の意義について、松井芳郎氏は、いくつかの不十分さをのこしながらも「発展の権利の現代国際社会における意義を、一言でいいあらわすなら、それはすべての人間が人間としての可能性を全面的に開花させることができるように、国際社会と各々の国内社会のあらゆる面での民主的改革を追求する権利である、ということができる」⁽⁴⁾と述べる。

国連総会で決議された発展の権利については、まだ十分に議論がつくされていない権利概念であると田畑茂二氏も次のように述べる。「人間の基本的ニーズに応え、人間性を生かすという共通の目標については、一致があるにしても、権利の具体的な内容やその法的性格などについては、まだ議論が十分尽くされていないとみられる点があることはたしかである。国連総会で採択された「発展の権利に関する宣言」は、通常の国際法上の原則のように、国際連合の国際法委員会で論議されたものではなく、国連人権委委員会で議論されたものであって、十分綿密な法的論議が尽くされたものではない。してがって法的厳密性という観点からするならば、内容も具体性を欠き、抽象的一般的きらいがある……「発展の権利」はいわば「生成しつつある人権」というべき

ものであって、その具体的な内容は、今後、国際連合などの公の場での議論や諸国家の実践の中で、徐々に固まっていくといった性質のものということができるであろう。つまり、発展の権利は概念には未成熟であるが、現実の発展途上国の社会矛盾の問題状況からの解放からは、大いに意味のあるという見方である。⁽⁵⁾

2 発展の権利と自決権 — 天然の資源と少数民族問題 —

発展の権利においては、天然の富と資源に対する完全な主権の行使という人民の自決権を問題にしている。天然の富と資源に対する完全な主権の行使ということは、そこに住む地域住民の生活権の問題が基本にあることを考えなければならない。民族自決ということに、地域住民の生活権を基礎にしての自治権が基本にある。このことによって天然の富と資源が人民の自決権として保障されるものである。

これは、開発と環境問題ということに端的に現れていく。民族全体の発展の権利ということは、そこに住む地域住民の生活権と矛盾するものではない。発展の権利における天然の富と資源に対する完全な主権の行使ということは、資源を有する地域の住民の生活権の発展を根底にしなければならないことを忘れてはならない。

つまり、天然の富と資源に対する完全な主権ということでの発展の権利には、そこに生活する住民にとって、物質的な面ばかりでなく、精神的・文化的な豊かな生活を保障していくという意味での地域発展ということが含まれていることをみなければならないのである。

1986年の国連決議の発展の権利は、発展途上国の自決権による政治的、経済的、社会的、文化的な発展の要求を人権概念の発展として体系されたものである。発展途上国の発展の自決権の否定は、人権の侵害としてみなしたのである。自決権は単に政治的な自立という側面だけではなく、経済的、文化的な自立を意味している。

発展の権利は、人民の完全な自決権と発展途上国の経済的自立のための新国際経済秩序の努力をあげているが、これらは、先進国に対する発展途上国の国連の経済社会委員会をとおしての国際的要求である。

地域的な発展として、そこに居住する人民の主権、天然の富と資源に対する主権の確立の考えは、すでに1962年の国連総会で天然資源の永久的主権として決議されている。天然の富と資源に対する永久的主権への人民と民族の権利は、「国の発展と関係国の人民の福祉のために行使されなければならない」としている。発展途上国の経済発展のための国際協力は、「公的若しくは私的な資本投資、商品及び役務の交換、技術援助又は科学的情報の交換のいずれの形態をとるかを問わず、発展途上国の独立した国の発展を助長し、及び天然の富と資源に対するこれら諸国の主権の尊重に基礎をおくものとする」として、発展途上国の天然の富と資源の主権を尊重した国際的経済協力を強調している。

1974年の国連総会決議の「諸国家の経済権利義務憲章」では、発展途上国の発展のための集団的経済安全保障の促進、発展途上国と先進国の経済的格差の縮小のための発展途上国の経済的独立の強化策、多国籍企業の活動の規制・監督などを指摘している。

第2条の[天然資源に対する永久的主権]の2(b)において、「自国の国家管轄権の範囲内で、多国籍企業の活動を規制し、監督すること、並びにそのような活動が自国の法令及び規則を遵守し、かつ自国の経済社会政策に合致することを確保するための措置をとること。多国籍企業は受入れ国の内政に干渉してはならない」と。⁽⁶⁾

このように、多国籍企業の監視、規制のための国際的な経済安全保障の体制を求めている。ここでは、国連をとおしての国際的な監視、規制の強化策を展望しているのである。

さらに、公正な国際経済関係のために発展途上国の必要と利益のための均衡のとれた国際経済の構造的な変革の国際的協力や発展途上国の経済的、社会的進歩の協力の国際的責務を問題にしている。第8条[公正な国際経済関係]「諸国家は、より合理的で平衡な国際経済関係を促進するため、及びすべての国特に発展途上国の必要と利益に調和した均衡のとれた世界経済における構造的変革を助長するために協力すべきであり、このための適当な措置をとるべきである」。公正な国際経済関係のために、発展途上国の必要と利益に力点をおいて均衡のとれた世界経済を求めているのである。第9条[発展途上国の発展に対する協力]「すべての国家は、経済、社会、文化、科学及び技術の諸分野において、世界全体特に発展途上国の経済的及び社会的進歩の促進のために協力する責任を有する」。以上のように発展途上国への経済的協力は、国際的に当然の権利として認知されているのである。

ところで、発展の権利は、人民の自決権の完全な実現を含むが、これは、少数民族・先住民に問題点が集中的に現れる。発展途上国における少数民族・先住民の権利が尊重されることは、国内における発展の権利の完全な実現のための保障でもある。

1993年の世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」では、「発展はすべての人権の享受を促進するものであるが、発展の欠如を国際的に承認された人権の制約を正当化するために援用してはならない。国家は、発展を確保し発展への障害を除去するために相互に協力すべきである」と、発展の権利は、民主主義、基本的自由という人権尊重と相互依存的であることを強調している。⁽⁷⁾

そして、少数者の権利の助長と保護を国家の責務とする。「国家は、国際法に従って、先住民の人権及び基本的自由を平等にかつ差別なく尊重することを確保するために協調した積極的な措置を取り、及び彼らの独特のアイデンティティー、文化並びに社会組織の価値及び多様性を承認すべきである」。このように少数民族の独特のアイデンティティ・文化の保障は、国際的組織、国家による価値の多様性の認知していくために重要なことである。

1992年に少数者の権利宣言としての国連決議は、少数民族の歴史、伝統、言語、文化についての教育の保障を国家に次のように求めている。「国家は、適当な場合には、その領域内に存在する少数者の歴史、伝統、言語及び文化についての知識を助長するために、教育の分野で措置をとるものとする。少数者に属する者は、社会全体についての知識を得る十分な機会を持つものとする」。つまり少数民族の文化、言語、宗教、伝統及び週間を発展させるための条件としての教育の役割は大きいのである。

1989年の国際労働機構の先住民条約の前文では、「人類の文化的多様性及び社会的生態的な調和、並びに国際的な協力及び理解に対して、先住民及び種族民が顕著な貢献を果している」というように、先住民の人類の貢献の役割を強調している。

先住民の居住する開発についても第7条[開発]で、当該人民の優先的決定権と開発の管理権を次のように指摘している。「当該人民は、かれらの生活、信念、制度及び精神的安寧、並びにかれらが占有し又はその他のかたちで利用する土地に影響を及ぼす開発過程に対する自己の優先事項を決定し、かつ、自己の経済的、社会的及び文化的開発を可能な範囲で管理する権利を有する。更に、かれらに直接影響を及ぼす国家的及び地方的な開発の立案並びに計画の作成、実行及び評価に参加する」。⁽⁸⁾先住民の開発の優先的決定権と自らの可能な範囲による管理の権利、開発計画の参加・実行・評価の参加を指摘するのである。

また、先住民の職業訓練、手細工及び農村産業については、「当該人民の経済環境、社会的及び文化的条件並びに実際の必要に基づかなければならない。この関連においてなされるいかなる研究も、これらの人民との協力の下で行われ、この計画の組織及び運営についてこれらの人民と協議しなければならない」としている。

そして、自立及び発展のための活動として、手細工、農村及び集落を基礎とする産業等の伝統的活動の尊重をのべている。「当該人民の伝統的活動は、かれらの文化を維持し、経済的に自立及び発展する上の重要な要素として認めなければならない。政府はこれらの人民の参加の下に、かつ適当なときはいつでも、これらの活動を強化し推進するよう確保しなければならない。」「当該人民の要請に基づき、これらの人民の伝統的な技術及び文化の特徴、並びに持続的かつ公正な発展の重要性を考慮に入れ、可能な場合は、適当な技術的財政的援助を供与しなければならない。」

経済的な自立と発展のためには、少数民族の伝統的な文化に基づく産業が必要とするのである。人類のかかえる開発ということは、自然や文化との調和的発展の問題提起をしているが、そのことは、少数民族の伝統的な文化に基づく産業のあり方から学ぶことがある。少数民族の伝統的な文化、精神的価値、慣行の尊重と保護は、かれらの生活、労働条件、健康、教育の改善の促進を否定するものでは決してない。

ここでは、開発のあり方に、文化や自然との調和を問題にしている。生活、労働条件、健康、教育の改革は、経済開発の優先事項であると先住民条約は強調している。「当該人民の参加と協力の下に、これらの人民の生活及び労働条件、健康及び教育の水準を改善することが、かれらの居住する区域の全般的な経済開発の立案における優先事項とされなければならない」と。

1992年の国連環境開発会議の「環境と開発に関するリオ宣言」では、持続可能な開発、自然と調和しつつ健康で生産的な生活を送る権利を人類は有することを宣言したのであるが、この効果的な達成のために先住民の英知を高く評価したのである。リオ宣言の第22原則で、「先住民とその社会及びその他の地域社会は、その知識及び伝統に鑑み、環境管理と開発において重要な役割を有する。各国は彼らの同一性、文化及び利益を認め、十分に支持し、持続可能な開発の達成への効果的参加を可能とさせるべきである」。(9)

国連の発展の権利宣言では、発展の権利を実現していくために、国内における必要な措置として、適切な経済的、社会的改革を指摘する。第8条「国内における発展の権利の実現」「国家は、国内的な面において、発展の権利の実現のために必要なすべての措置をつることを約束すべきであり、とりわけ、基礎的資源、教育、保健サービス、食糧、住居、雇用及び収入の公平な配分をすべての者が享有することができるように機会の平等を保障する」。発展の権利において国内における教育、福祉サービス、食糧、雇用などの施策を国連の発展権利宣言では重視しているのである。

そして、発展途上国に有利な条件をつくるために積極的な援助の国際協力を不可欠とする。第17条「発展のための国際協力」「発展のための国際協力は、すべての国の共有の目的であり共通の義務である。すべての国家は、発展途上国の発展の必要性と諸目的に従い、諸国家の主権平等を厳守し、かつその主権を侵害するいかなる条件を付することなく、発展途上国に有利な外的条件を付与し、また積極的な援助を行うことにより、これら諸国の経済的及び社会的発展を促進するために協力すべきである」と発展途上国の発展のための国際協力の義務を強調する。

以上のように国連の新経済秩序のための決議は、発展途上国の経済的、社会的、文化的な発展のための先進国の協力を提言しているのである。

3 発展の権利と民主主義

発展の権利ということは、第3世代の人権として発展途上国によって主張されてきた概念であるが、発展途上国は、新旧植民主義によって支配されてきた歴史的経過のなかで、封建的な体制から近代民主主義に移行していく過程での自由や民主主義の形成が未成熟の場合が多い。したがって、発展の権利によって、基本的自由権や社会権等の人権の第一世代、第二世代の権利と矛盾するものではなく、すべての人権は、相互依存적であるという指摘を尊重することが重要である。発展の権利の宣言では、第6条において、人権の相互依存性を強調していることを見落としてはならない。「すべての国家は、人種、性、言語及び宗教によるいかなる差別もなしに、すべての者のために、あらゆる人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守を助長し、奨励し及び強化する目的で、協力すべきである」とのべる。そして、1993年のウィーンでの世界人権会議の宣言と行動計画では「発展はすべての人権の享受を促進するものであるが、発展の欠如を国際的に承認された人権の制約を正当化するために援用してはならない」と指摘している。その民族の発展が遅れていることによって、開発優先による基本的自由権や社会権などが国家によって否定されることはあってはならないということを戒めているのである。

アジアの経済成長において、70年代から80年代にかけて開発独裁国家の特徴をみることができ。それは、強力な軍事政権にもとでの国家が開発主体として登場したのである。そこでは、抑圧的開発政治体制として、民衆の参加が排除された場合が多く、競争的な多元システムは存在しなかった。

この開発独裁には、多国籍企業による投資と開発独裁政権との癒着構造があることを見落としてはならない。つまり、発展途上国の問題ばかりではなく、新植民地主義的な工業開発、農業開発が行われ、多くが先進国への輸出品のための強引な政府主導の開発になる。多国籍企業のための輸出特別地域開発にみられるように、税制上の特別優遇策を通じての外資導入の発展途上国の経済成長政策に典型にみることができる。また、国際的な金融機関からの莫大な債務を抱えての開発独裁を進めているのも特徴的である。

発展途上国の多くの国は、新旧の植民地経済によって国内の民族的な資本が弱く、自立的国民経済をもちえていない歴史的経過がある。独立後、植民体制の清算と自立経済の確立のないまま、世界的な経済、多国籍企業のもとに、のみこまれていく場合が多い。多国籍企業の資本投資によって経済発展をとげていったのである。これは、アジアに特徴的にみることができる。しかし、90年代のアジアは、それぞれの国で民衆の力によって民主化の動きが起き、開発独裁国家の崩壊過程でもあった。この90年代において、発展の権利が国際的に認知されていく意味は大きい。開発独裁国家から民主化を進めていく民衆にとっての発展の権利が重要になってきている。

ところで、発展の権利の実現のために条件を創り出す主要な責任は国家にあると国連の発展の権利宣言はのべる。そして、「国家は、発展を確保し発展への障害を除去するために、相互に協力する義務を有する」として、「国家は、すべての国家の間の主権平等、相互依存、互恵及び協力に基礎をおく新国際経済秩序を促進し、並びに人権の遵守及び実現を助長するような方法で、その権利及び義務を履行しなければならない」と国家の独自の役割を重要視している。開発独裁から民主化による発展の権利の開発は、民衆の開発の参加ということの意味するが、それは、民間活力による開発経済優先ということではなく、公正な経済秩序を築くために国家の独自の開発施策の役割を否定していない。

4 人間個人の発展と生涯学習

人権概念としての発展の権利は、人間個人としての発展が中心的な問題となる。この問題には、参加民主主義のことが積極的な課題となる。参加の問題は、発展の権利の重要な内容論になっていく。1986年の国連の発展の権利宣言では、前文で「人間個人が発展過程の中心的主体であり、したがって発展政策は、人間を発展の主要な参加者及び受益者としなければならない」という人間を発展の主要な参加者、受益者としている。

さらに、第2条においても人間中心の発展を確認している。「人間個人が発展の中心主体であり、発展の権利の積極的参加者及び受益者であるべきである」。これらのことから国連の発展の権利宣言は、人間が発展の中心的な主体であることを特別に強調していることがわかる。経済成長が決してそこに居住する人民の豊かさにならない場合がある。それらは、開発による貧困の大量発生、スラムの拡大、環境破壊、競争主義による人間疎外、伝統文化の喪失等にみられる。

また、人間個人の発展ということは、人間中心という経済成長の側面ばかりでなく、教育的な側面、文化的側面をもっている。発展の権利に教育的、文化的な発展があることは、生涯学習という視点から発展の権利を考えていくうえで重要な問題提起である。

1993年のウィーンの世界人権会議の宣言及び行動計画は、国家の義務としての人権教育の必要性を次のように指摘する。「世界人権会議は、世界人権宣言、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約並びにその他の国際人権文書が規定するように、国家は教育が人権及び基本的自由の尊重の強化を目的とするように確保する義務を有することを再確認する。世界人権会議は、人権の主題を教育プログラムに組み入れることの重要性を強調し、そうすることを諸国家によびかける」。このようにウィーンの世界人権会議は、人権教育の必要性を共通認識としている。

1985年のユネスコの学習権宣言では、「学習権は人間の存在にとって不可欠な手段」としている。学習権がなければ人間としての発達、欲求は達成されることがないとしているのである。農業や工業の発展や地域の生活水準の向上も学習権なくしては、人間の発展がないという見方である。

ユネスコの学習権宣言は、このことについて次のように明快に指摘している。「学習権なくしては、人間の発達是有り得ない。学習権なくしては、農業や工業の躍進も地域の健康の増進もなく、そして、さらに学習条件の改善もないであろう。この権利なしには、都市や農村で働く人たちの生活水準の向上もないであろう。端的に言えば、このような学習権を理解することは、今日の人類にとって決定的重要な諸問題を解決するために、わたしたちがなしうる最善の貢献の一つなのである。しかし、学習権はたんなる経済的発展の手段ではない。それは基本的権利の一つとしてとらえられなければならない」と。⁽¹⁰⁾

つまり、学習権は物質優先の豊かさを求めた生産力第一主義による経済的発展の手段としてではなく、人間の発展を中心とした発展の権利を意味し、人間にとっての基本的な権利としてとらえるべきであるとしたのである。

学習権は、人間個人の発展を中心にして、その個人の発展を社会的に保障していかなければ完全に実現されない構造をもっている。個人の基本的自由の権利と人間の発達を保障する集団的な権利は矛盾するものではない。国連の発展の権利の宣言では、社会だけが、人間的な発展の権利を尊重することを強調している。「すべての人間は、彼らの人権及び基本的自由の完全な尊重の必要性、並びに彼らの社会への義務を考慮して、個別的並びに集団的に発展への責任を有する。社会だけが、人間の自由で完全な自己実現を保障することができる。したがって、すべての人間は、

発展のための適切な政治的、社会的及び経済的秩序を促進し及び擁護すべきである」と人権の尊重における個人と社会の責任の関係をのべている。

個人の権利・基本的自由の完全の尊重と個人の社会への義務との関係、社会だけが、人間の自由で完全な自己実現を保障することができるという社会的視点からの人権を問題にし、経済的、政治的等の個人活動の無条件の自由を容認していない特徴をもっている。

この視点は、人間の発達を中心とする学習権にとって大切なことである。公的な教育機関が保障する学習権は、社会的な関係、人間的発達を無視した「自由」な余暇活動を意味しない。1974年のユネスコで採択された勧告の「国際理解、国際協力及び国際平和のための教育並びに人権及び基本的自由についての教育に関する」では、個人の知的、感情的発達を基本にして、国際教育における社会的責任感、恵まれていない集団との連帯感の発達、集団のなかで働くこと、自由なる討議に参加することを重視する。

「国際教育は、学習、訓練、情報及び行動を組み合わせ、個人の適当な知的及び感情的発達を助長すべきである。国際教育は、社会的責任感及び恵まれていない集団との間の連帯感を発達させるべきであり、かつ、日常の行動における平等の原則の遵守に導くべきである」。経済的発展を人間の発達を中心とする人権に結びつけるうえで重要な視点は、持続可能な発展の積極的な取組である。この問題にとりくむ責任ある市民を育成するのも生涯学習の大きな仕事である。ここにおいて、社会的責任、集団的権利が強調されるのである。

そして、1974年の国際理解等教育のユネスコ勧告は、国内的、国際的諸問題についての批判的理解力に注目して、自由なる討議の参加を問題にする。「国際教育は、また、国内的及び国際的諸問題についての批判的理解力を獲得すること、事実、意見及び考え方を理解し説明すること、集団の中で働くことと自由な討議を受け入れ、これに参加すること、いかなる討議にも適用できる基本的な手続規則を守ること並びに当該事実とその要因についての合理的な分析を基礎として価値判断及び決定を行うことを個人に対して可能にする性質、適正及び能力を発達させることにも力を貸すべきである」と指摘する。⁽¹¹⁾ 批判的理解力と自由なる討議の参加の必要性は、多元的な価値を相互に認め合っていくという寛容な精神の育成にとっても重要性をもっている。

ところで、1974年の国連総会の決議の「諸国家の経済権利義務憲章」では、先進国の発展途上国への科学技術の援助として、第13条の3[科学技術の移転]の項目で次のように指摘する。「先進国は、発展途上国の経済の拡大と変革を援助するために、その科学的及び技術的基盤の確立、強化及び発展、並びにその科学研究と技術活動のために、発展途上国と協力すべきである」。

この指摘より発展途上国への経済的発展のために、先進国の科学技術の援助は大きな位置を占めていることを忘れてはならない。ここでは、発展途上国の経済的な主権を基礎にしての先進国の科学技術の移転の協力の問題を指摘しているのである。先進国の役割としての科学技術の協力を問題にしているが、この技術移転の問題は、人間の能力の発展の問題がなければ展開することができない。つまり、発展途上国に対する人材育成として、高度の研究開発能力の育成、職業技術教育の発展・普及の仕事があることを重視しなければならない。国際的な関係において、先進国が発展途上国に果たす役割として、国際理解教育としての途上国への連帯意識の育成とともに、持続可能な経済発展のための高度技術の移転の問題があることを忘れてはならない。

ところで、教育の課題は、教育機関のみの領域だけの仕事として専念するものではない。高度技術移転の人材育成としては教育機関としての独自の課題があるが、しかし、その内容論的な問題は、社会開発計画のなかに教育計画が位置づいていかなければ実質的な人材要請につながっていか

ない。また、人間の発展を中心とした社会開発は、持続可能な発展の内容が必要であり、このためには、民衆の社会開発の参加の問題が大きな意味をもっている。この面からも非政府組織の役割は大きい。

1994年のユネスコ国際教育会議の「平和・人権・民主主義教育に関する総合的行動要項」では、教育分野と他の社会セクター機関との調整がのべられている。「市民の教育は、教育分野だけがその責任を負っているものでは決してない。この領域における任務が効果的に遂行されるためには、教育分野は、特に、家庭・伝統的なコミュニケーション経路を含んだメディア・労働界・非政府間組織と密接に協力しなければならない」。ここでは、市民教育の分野では、教育機関のみが責任をもっているのではないということを描しているのである。そして、成人教育のプログラムでは、非政府間組織が大きな意味をもっているとして、「地域の生活状況と世界的問題との関連性をすべての人に認識させるべき」としている。⁽¹²⁾つまり、地域生活の課題と世界的問題の関連性を認識していくことが、第三世代の権利の時代の発展の権利の学習課題である。

5 発展の権利としての社会開発と教育・文化の役割

1995年のコペンハーゲンの社会開発サミットは、130ヶ国の政府代表によって人間中心の社会開発をかけた会議であった。会議では、人間中心の開発として、貧困克服、雇用の安定、社会的弱者を保護し、差別を撤廃する社会の統合を重視して、人類の幸福を第一の優先課題として開いたサミットであった。貧困克服の具体的な施策として、先進国政府の途上国援助(ODA)の20%と発展途上国の国家予算の20%を社会開発分野に充てる相互協定が合意され、貧困の撲滅をめざし、2000年の国連総会に社会開発サミットの結果の実施状況を再検討、評価する特別総会を開くことで閉幕した。設置が見送られた国際的な新税による国際社会開発基金構想については、国連の社会経済理事会で検討されることになったが、世界の貧困の根絶、失業の緩和、差別をなくす社会統合において国連の役割が一層重要性をもっていることが問題にされたのである。

この社会開発サミットは米・欧・日の覇権のもとでの世界秩序を維持しようとするタカ派と国際・国内民主主義をめざすハト派との綱引きがあったと、武者小路公秀氏は指摘する。そして、この綱引きは、三つの問題があったとする。第一は、社会開発についての位置づけである。タカ派は、社会開発を経済競争に負けた社会的弱者の慈善的な対応とみ、ハト派は、経済競争は本来、強者・富者に有利に働くものであるから社会開発はそのしくみにメスを入れる必要があるという立場をとる。

第二に、タカ派は、国家による貧困・失業・社会崩壊への対策を国連で補うという立場と、ハト派は、経済開発から切り落とされた底辺社会の各種社会層を力づけ、活性化するために、地域の草の根運動に国家の支援に重点をおくという見方である。

第三に、タカ派は、社会開発サミットの決定事項を世界銀行などの先進国を中心とする世界機構で進めようとするのと、ハト派は、国連の経済社会理事会の権限を強化して、国連システムで問題を解決しようとする立場である。

以上の三つの次元においてタカ派とハト派の立場の根本的な違いがある。しかし、社会開発サミットは、社会発展についての根本的な発想の転換があったことを武者小路氏は指摘する。それは、貧困・失業・社会解体を計算に入れないかぎり、持続可能性に欠けることが次第に自覚され、責任、社会的義務、連帯という価値が公に国際的に認知されたこと。⁽¹³⁾

これらのハト派とタカ派との立場の違いを重要視する見方は先進国と発展途上国の立場という

次元ではなく、先進国の民主主義的な運動を発展途上国と連帯していくという国際的な視野からの民主主義の問題を考えていくということで注目する見解である。そして、国連の経済社会理事会が総合的な社会開発政策の推進を行うために、自由貿易路線を貧困克服、雇用創出、社会統合のために民主的にコントロールする展望をつくりだしていくことであり、IMF や世界銀行、WTO も国連に協力するように権限の強化と機構の改革を問題にする必要がある。⁽¹⁴⁾

持続発展可能な開発、発展途上国の地域住民の自立をめざした自立的開発運動、開発と伝統文化を結合した草の根的な開発運動の実践の試みは 80 年代から 90 年代にかけての新しい特徴として世界各地で起きはじめている。まさに、地球的規模での草の根の地域的民主主義運動が生まれはじめている。

例えば、タイ東北部では、新植民地主義的、アグリビジネスの農業開発によって、森林の破壊と田畑が荒廃し、農民の貧困化、子どもの出稼ぎ化が進行していったが、伝統的な農業や生活文化を見直し、森林保全を行っていきこうという新たな農民自立運動が展開されはじめている。そして、地域的に有機農業を展開して、消費者との直接的な農産物販売、伝統的な農村工業を発展させようとする地域市場の試みも実施しはじめている。また、地域の相互扶助機能を発揮させようと米銀行、豚銀行、野菜銀行、生活協同組合等を村落段階で組織しはじめている。これらの農民の自立運動において、NGO の地域ワーカーの役割は大きい。農民の運動を交流し、相互に教育していく成人・青年の草の根の自立能力形成のための組織が大きな役割を果たしている。⁽¹⁵⁾

この運動のとりくみにおいて、伝統的な文化の意味が大きい、そのひとつとして僧侶の役割を無視することができない。例えば、タイでのナン和尚の報徳の思想にもとづいての僧侶をリーダーとする開発運動である。かれは、村びとに瞑想止観の教えを説く。村人の借金経済や生活の荒廃は、金銭とか享楽に執着する煩惱にあるとして、仏教が教える瞑想によって、これを排し、澄んだ心でものの善悪を見通す力（止観）を養うと。⁽¹⁶⁾

スリランカにおける貧困な農民層の自立をめざすサルボダヤ開発運動も仏教の伝統的な世界観を基礎にしての自助活動である。サルボダヤ運動では、開発という概念は大願成就ということである。サルボダヤは、民衆全員の覚醒と全人格を目覚めさせるという新しい人間づくりの運動ということである。「サルボダヤ運動では、開発を進める時独自の 10 項目の基本的ニーズを指針とする。これらは、人間の福祉に不可欠な要素で、水、食糧、住居、衣服、医療、コミュニケーション、燃料、教育、清潔かつ安全で美しい環境、精神的・文化的生活が揚げられる。……人間の尊厳を保っていきっていくために基本的に必要なこれらの項目という観点からみると、基本的ニーズにふくまれないすべての要求が貪欲、怠惰、無知などの産物である」と指摘する。⁽¹⁷⁾ サルボダヤ運動は地域開発のリーダーとして僧侶が大きな役割を果たすのである。仏教の教えは、民衆の解放のためにということで現代の社会矛盾に対して革命的意義をいもっているとする。とくに、サルボダヤ運動において女性の役割が大きいとする。

タイの農民の自立的開発運動やスリランカのサルボダヤ運動においても現代社会の貧困問題を直視して、地域住民の自立運動に大きな役割を果たしているのである。開発ということを地域住民の自立、抑圧と貧困からの解放としてとらえているのである。この自立運動において、伝統的な地域的な文化を見直し、その精神的文化によって、現代から未来を見通すということで、その方法は、単に復古的な伝統主義ではなく、未来志向的な革命的意識をもっているのである。これらの試みが、国際的な社会開発運動として、新旧植民主義、多国籍企業から解放されて、発展途上国の諸民族の人間の発展になっていくためには、発展の権利を保障する機構、新国際経済秩序、

人間的発達を保障できる学習権がすべてに保障される必要がある。人間の能力的な発展からみるならば、識字率の問題は重大な課題である。これは、発展途上国の人々の発展の権利としての基本的な要素のひとつである。

まとめ

発展の権利を人権概念の発展として位置づけしたことによって、新旧植民主義や多国籍企業からの解放、新経済的秩序の問題が人間主体の問題としてうかびあがってきたのである。社会的、経済的、政治的、文化的な自立が発展の主体としての人間の発達の問題は大きな課題である。人間を中心とした発展を考えていくうえでも人間的な能力の発展が保障されていることである。これには、当然ながら学習権の保障が前提にされる。

そして、この人間の発展において、主権在民、参加民主主義の諸能力が大きな課題となっていくのである。つまり、地域住民の主権確立、参加民主主義の諸能力形成のためには、生涯にわたっていつでもどこでも気軽に学習が保障されるという生涯学習の観点が必要である。

発展の権利は、人間が人間として生きていくうえでの発展の可能性を全面的に開花できるように、国際社会とそれぞれの国内のあらゆる面での民主的改革を追求する権利である。発展の権利は、人間のすべての進歩を含む総合的な人間の発展の権利であり、人間の日常生活の基本的な生活手段である福祉、教育、文化施設、医療・保健施設等は、地域にあり、地域生活の充実が基本的に必要なとなる。

本論では、地域発展の権利と生涯学習という課題を国連の「発展の権利宣言」を中心にして展開した。このテーマについて神田は、研究がはじまったばかりである。山田定市先生の退官記念論文集としては、今までの研究成果をまとめようと考えたが、未熟ながらこれから研究を深めていこうという課題の方が未来志向的な研究姿勢として思い、敢えて未熟ながら本稿を書いた次第である。

注

- (1) 田畑茂二「国際化時代の人権問題」岩波書店・1988年、289頁～297頁参照
- (2) 発展の権利に関する日本語訳は、田畑茂二他編集「国際人権条約・宣言集第2版」東信堂に掲載されたものから引用
- (3) 松井芳郎「経済的自決権の現状と課題」季刊「科学と思想」69号、1988・7、新日本出版150頁～169頁参照
- (4) 前掲書、169頁
- (5) 田畑茂二、前掲書、326頁～327頁
- (6) 「諸国家の経済権利義務憲章」の日本語訳は、前掲書「国際人権条約・宣言集第2版」より
- (7) ウーン世界人権会議の宣言及び行動計画の日本語訳は前掲書「国際人権条約・宣言集第2版」より
- (8) 国連の少数者の権利宣言と先住民条約の日本語訳は前掲書「国際人権条約・宣言集第2版」より
- (9) 外務省国際連合局経済課地球環境室・環境庁地球環境部企画課編「国連環境開発会議資料集」による訳。

- (10) ユネスコ学習宣言の日本語訳,「解説教育六法」三省堂,掲載より引用
- (11) 国際理解教育等のユネスコ勧告は,「解説教育六法」三省堂掲載より引用
- (12) ユネスコ国際教育会議「平和・人権・民主主義教育に関する総合的行動要綱」河内徳子監訳・大江洋訳,季刊「人間と教育」5号誌に資料・ユネスコ第44回国際会議掲載。
- (13) 武者小路公秀「転換期の国際政治」岩波親書・1996年,211頁〜213頁,1996年2月
- (14) 武者小路公秀他編「国連の再生と地域民主主義」柏書房・1995年,113頁〜114頁参照
- (15) 拙書「地域社会教育論一第14章タイの農民自立運動と地域生活文化」参照。
- (16) 末広明「タイ 開発と民主主義」岩波親書1993年,178頁〜180頁
- (17) ジョアンナ・メーシー「サルボダヤ——仏法と開発」めこん出版1984年,46頁〜47頁。